

履修

1. 授業科目の評価と単位認定

各授業科目の所定時間を履修(実習)し、試験、その他の評価方法により合格となった時に単位認定されます。

2. 評価

各授業時間数の3分の2以上出席しなければ授業科目の評価を受ける資格がありません。授業科目の評価はA(80点～100点)、B(70点～79点)、C(60点～69点)、D(60点未満)とし、C以上が合格となります。

臨地実習の評価は所定の評価表により行います。実習評価が不合格の場合は、所定の手続きにより再実習を行うことができます。

3. 試験

試験は筆記試験により行われます。講師により口述、レポート、実技などにより行われることもあります。

1) 終了試験

原則として授業科目の授業が終了する毎に実施します。終了試験の日時は時間割に示されています。

2) 追試験

病気その他やむを得ない理由によって終了試験を受験できなかった場合は、所定の手続きにより追試験を受けることができます。

3) 再試験

終了試験、追試験で不合格になった場合は、所定の手続きにより再試験を受けることができます。再試験の日時を確認してください。再試験で不合格になった場合は単位修得ができません。

4) 再履修

単位修得ができなかった授業科目は、次年度に再履修することができます。

4. 進級

当該年度において、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える場合は、進級ができません。また、臨地実習を履修するためには要件があり、要件となる授業科目の単位認定されない場合は、実習の履修ができません。その場合も、原級に留まることとなります。

5. 卒業

所定の修業年限以上在学し、本校の教育課程すべての単位数を習得した者、及び出席すべき日数の3分の2以上の出席がある者は卒業が認められます。また、卒業時には保健看護学科には高度専門士、看護学科、医療秘書学科、介護福祉学科には専門士の称号が授与されます。

6. 既習科目の単位認定

本校の入学前に、他の大学または短期大学や高等専門学校において履修した授業科目について、その学習内容が本校における授業内容に相当する場合は、入学後1か月以内に所定の手続きにより単位認定が認められることがあります。

7. 国家試験・資格試験等

1) 看護師国家試験・保健師国家試験

本校を卒業見込みの者は、保健看護学科は看護師・保健師国家試験、看護学科は看護師国家試験が受験できます。手続きは学校で一括して行います。各自で必要な書類をそろえていただきます。

2) 共通試験

介護福祉学科は2月の中旬に共通試験を受験します。

3) 資格試験

医療秘書学科、介護福祉学科の在学中に各資格試験を受けることができます。資格試験の内容、時期などについてはその都度説明があります。